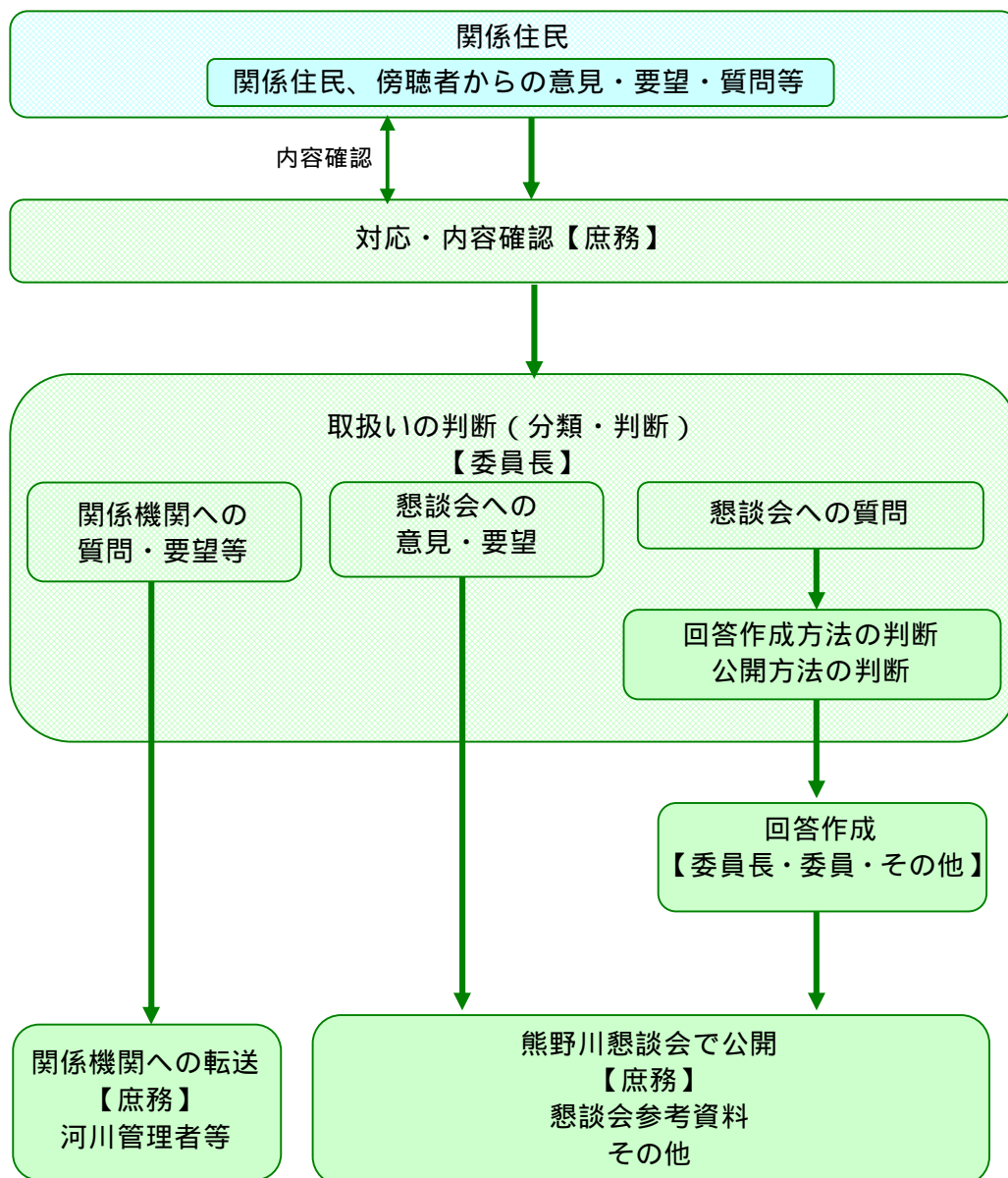


## 資料4 質問等の取扱いについて(庶務案)

一般から懇談会に寄せられた意見や資料の取り扱いは、委員長が判断する。  
(熊野川懇談会規約第6条8項)

### < 手続きの流れ >



参考資料 他の流域委員会での質問等の取扱いについて

取扱い内容	紀ノ川	大和川	揖保川	九頭竜川	円山川
1. 委員会規約や細則での取り決めの有無					
取り決め有り					
取り決めなし					
2. 誰が対応しているのか					
庶務が対応している					
事務所が対応している					
3. 誰が取り扱いを判断しているか					
委員長が判断している					
事務所が対応している					
4. どのように対応しているのか					
議事に関係しないものは回答しない					
全て本人に回答					
まだ該当事例なし					
5. 委員会における扱い					
資料として配布する					
資料として配布しない					
6. 質問及び回答の公開・非公開について					
プライバシーに考慮して全て公開					
よくある質問は公開					
公開事例なし					